

ラムサール条約の湿地自治体認証制度 概要

1. ラムサール条約とは

正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1971年、イラン・カスピ海湖畔の町ラムサールで採択。日本は1980年に条約に加入し、2025年1月現在、世界で172カ国が加入。

ラムサール条約湿地とは

ラムサール条約が定義する「湿地」は、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水池、水田、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁など、様々なタイプの湿地を含む。締約国は、条約で定められた国際的な基準に沿って、自国の湿地を「国際的に重要な湿地にかかる登録簿」に登録することとなっている。これらの「ラムサール条約湿地」は、2025年1月末現在、世界に2500カ所以上、日本に53カ所ある。

2. ラムサール条約の湿地自治体認証とは

条約の決議XII.10に基づき、湿地の保全・再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発、環境教育等に関する国際基準に該当する地方自治体に対して認証を行うもの。地方自治体のブランド化、及び地域における湿地の保全や賢明な利用（ワイズユース）の推進を図ることを目的とする。今般認証された名古屋市には、第15回締約国会議（2025年、ジンバブエ共和国）において、証書が授与されるとともにウェブサイト等で紹介される。有効期間は、認証から6年間。

申請できる主体

都道府県、市町村

※少なくとも一つ以上のラムサール条約湿地又は保全活動を行っている湿地が管轄の全部又は一部に存在する自治体

※複数の都道府県、市町村による申請も可能

要件

- ・定められた国際基準について、原則すべてを満たすこと
- ・満たせない基準がある場合、今後6年間に基準を満たすための計画を記入すること

有効期間

認証から6年間。その後も基準を満たす場合は、更新可能。

お問合せ先

環境省自然環境局野生生物課 酒井（KAORU_SAKAI@env.go.jp）

TEL：03-5521-8284 FAX:03-3581-7090

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

認証の国際基準（仮訳）

グループA 湿地の保全及び賢明な利用の実現に基づく基準

A1	地方自治体の行政区分に完全にまたは部分的にラムサール条約湿地がある。（A1・A2はどちらかに該当）
A2	地方自治体の行政区分に完全にまたは部分的にそのほかの重要な湿地がある。（A1・A2はどちらかに該当）
A3	湿地の劣化及び損失を防ぐため国及び（または）地域レベルで政策・法的措置・計画等がある。
A4	都市の基盤を形成する要素として湿地を復元・創造した事例がある（洪水の制御、気候緩和、水質向上、レクリエーションの提供など）。
A5	地方自治体の空間計画及び統合的な都市管理において、湿地の重要性が考慮されている。
A6	地域社会が湿地の計画・管理に関与・参加している。
A7	湿地に関する環境教育や情報配信、学校教育への導入等を通じて、湿地の価値に対する社会の意識を醸成し、湿地の賢明な利用（ワイズユース）を奨励している。
A8	世界湿地の日（2月2日）前後でイベント等を実施している。
A9	地域における湿地の保全や賢明な利用（ワイズユース）の支援・推進をする地域関係者や利害関係者、有識者等による委員会等の組織がある。

グループB 相補的なアプローチ

B1	水質及び公衆衛生基準を満たしている。
B2	湿地の生態系サービス（供給・調整・文化・基盤サービス）が認識され、地方自治体の計画及び政策決定において考慮されている。
B3	地域社会が湿地の賢明な利用（ワイズユース）に関わり、湿地の恵みを享受している。